

避難行動要支援者 支援計画

稲 城 市

目 次

〈はじめに〉	2
〈基本方針〉	2
〈避難行動要支援者とは〉	3
第一章 災害に備えた事前対策	4
第二章 災害発生直後の対応	7
第三章 災害発生後の対策	8
第四章 今後の対応	1 2
第五章 避難行動要支援者の特徴	1 3
第六章 想定救出タイムスケジュール	1 7

〈はじめに〉

震災や風水害などが発生した場合、すべての被災住民が援護を必要としますが、特に障害のある方やねたきりなどの高齢者の方は、迅速に避難することが難しく避難した後の生活にも支障が出るのが懸念されています。

こうした方々の被害を最小限に食い止めるためには、ご本人やその家族、また、地域住民の方々が災害に対する知識や心構えを身につけておくことや日ごろの備えが必要です。

「避難行動要支援者支援計画」は、災害発生時に高齢者や障害者、乳幼児や妊産婦など何らかの支援を必要とする人たちに対する行政連絡機関や地域団体等の援護体制や被災住民の事前の心構えを培うことを目的に策定するものです。

〈基本方針〉

稲城市地域防災計画（平成27年度修正）は市、都及び関係防災機関がその有する全機能を有効に発揮して市の地域における災害にかかわる災害予防、災害応急対策及び災害復旧復興を実施することにより市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として制定されています。

なかでも第2部「災害予防・応急・復旧計画」第10章「避難者対策」第2節【予防対策】において、要配慮者・避難行動要支援者を次のとおり定義し、要配慮者対策として避難行動要支援者名簿の作成や避難準備、避難に必要な情報の伝達などを定めています。

〈要配慮者〉

発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。

〈避難行動要支援者〉

要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者。

とくに災害時は火災の同時多発や交通の混乱等により、救出・救護その他行政の応急対策活動は著しく困難や制約を伴うことが予想されます。

災害発生直後から避難生活に至るまでの避難行動要支援者に対する地域の協力体制を活用し、社会福祉施設や保健福祉サービス事業者などと連携して避難行動要支援者の実情に応じた支援体制を確立することを目指していきます。

<避難行動要支援者とは>

市における避難行動要支援者の範囲は、稲城市地域防災計画及び「稲城市避難行動要支援者市民相互ネットワーク事業実施要綱（旧称：稲城市災害時要援護者市民相互ネットワーク事業実施要綱。平成15年9月1日制定。）」の中で以下のとおりと定義しています。

(1) 75歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に属する方

(2) 次のいずれかに該当する方

ア 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級又は2級に該当する方

イ 愛の手帳を受けている方で障がいの程度が1度、2度又は3度の方

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級又は2級に該当するひとり暮らしの方

(3) 介護保険法に規定する要介護状態区分が要介護3から5までの認定を受けている者

(4) その他、災害時において支援が必要な方

具体的には災害時の必要な情報を迅速かつ的確に把握することが出来ず、自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとることの出来ない方々のことを避難行動要支援者としています。

第一章 災害に備えた事前対策

(1) 避難行動要支援者の把握と管理

○避難行動要支援者登録名簿の作成

避難行動要支援者で災害時に不安を感じており周囲の方々に自己情報を知ってもらいたい方は、避難行動要支援者登録カードを市に提出します。

提出された登録カードに基づき避難行動要支援者登録名簿（以下「登録名簿」）を生活福祉課が作成します。

なお、登録カードの提出により登録名簿の提供を同意していない避難行動要支援者についても、予め別に原簿情報を作成します。

○登録名簿及び原簿情報の提供

登録カードを提出した方の登録名簿は、福祉部、消防署、民生・児童委員協議会、警視庁多摩中央警察署、自主防災組織、自治会等、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の避難支援等関係者に適切な管理のもとで提供します。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときに限り、本人の同意の有無に関わらず、支援の実施に必要な限度で原簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できるものとします。

○登録名簿及び原簿情報の管理

作成した登録名簿及び原簿情報は、生活福祉課において適正な管理を行います。

また、登録名簿及び原簿情報は、限られた地域で被害が発生した場合に備え、地域別に対象者を検索可能な状態にしておきます。

(2) 「避難行動要支援者市民相互支援ネットワーク連絡会」の設置・開催

災害時の避難行動要支援者への具体的な支援実施のため、福祉部を中心に「避難行動要支援者市民相互支援ネットワーク連絡会」を設置し、関係行政機関や地域団体などと情報を共有し支援策の調整を図り、支援体制のあり方について検討を行います。

また、連絡会では、多摩中央警察署や相互応援協定を締結している近隣市の避難行動要支援者担当などにも参加を要請し、相互の連絡体制や支援対策について協議・検討していくものです。

(3) 日頃の備え

○登録名簿の更新

登録名簿に記載された方は、福祉部を中心に、民生・児童委員、地域

包括支援センター、自治会等、社会福祉協議会からの情報により更新していきます。更新に際し、必要に応じて訪問など実態調査を必要とする場合は関係機関と調整し、情報の収集・把握に努め、定期的に更新をします。

○「避難行動要支援者地図情報」を作成

避難行動要支援者として登録された方の所在については、福祉部に導入した福祉総合システム内の地図情報に、その場所を記し、民生・児童委員担当地区ごとや自治会地区ごとの地図を提供します。

また、原簿情報についても同システムにおいて逐次作成を行い、発災時の原簿情報の提供に備えます。

○個別計画の策定

登録カードに記載された災害時に留意すべき身体上の状況、福祉総合システムにより自動的に取得される身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳及び要介護状態区分の程度、世帯の状況、最寄りの避難所を登録名簿に記載することで、実効性のある避難支援がなされるよう個別計画の策定を行います。

(4) 防災訓練の実施

災害時の避難行動要支援者に対する円滑な支援のため、市で行う総合防災訓練の際には以下の事項を関連機関の協力のもとで行います。

また、訓練では避難行動要支援者登録された方にも積極的な参加を促し、一時避難場所への誘導を行います。

○安否確認

登録名簿の提供を受けた関係機関は、日頃より知りえた情報をもとに避難行動要支援者登録をしている方々の安否確認について実施すると共に、地域包括支援センター、社会福祉協議会は在宅福祉サービス利用者についても安否確認を実施します。

○避難支援

安否確認によって避難が必要と判断した方々については、避難場所となる一次避難所（公共施設等）・二次避難所（社会福祉施設等）の受け入れ状況を市が設置する災害対策本部に確認の上、避難支援を行いません。

○二次避難所（社会福祉施設等）の確保

災害時に一般の避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者に対し、専門介助者や介助機能を有する施設での避難生活を提供するため、災害発生直後から災害対策本部と福祉部が各施設の受け入れ状況を調査（所在・機能・規模・職員の参集状況等）し、災害時における二次避難所としての開設を要請します。

同時に二次避難所には介助者としての在宅支援サービス従事者の協力が必要不可欠となるため、対象施設の職員の参集を含め、事前に協定を締結し協力を依頼していきます。

現在、7箇所の施設と「災害時の二次避難所の運営に関する協定書」を締結しており、特に変更の無い場合は毎年延長します。

(5) 避難行動要支援者対策の周知

福祉部が行う避難行動要支援者登録制度については、支援の対象となりうる高齢者・障害者又はその家族が制度を理解頂けるように努めます。

関連支援団体や近隣の住民の方々などあらゆる協力者から理解を得ることを目指し広報いなぎやホームページを活用します。

○「避難行動要支援者防災行動マニュアル」の配布

避難行動要支援者として登録した方々が災害時の備えを万全に行って頂けるよう「避難行動要支援者防災行動マニュアル」を作成し配布します。

○地域の支援体制づくり

災害発生時に、避難行動要支援者の迅速な救出・避難活動を行うためには、家族、関係支援団体や近隣住民の協力が不可欠です。そのためにも、避難行動要支援者が日頃から近隣住民をはじめ関係支援団体との連携を密にしておくことが重要となります。

第二章 災害発生直後の対応

(1) 警戒宣言発令時の対策

災害対策本部を設置後、直ちに福祉部の体制を整えると共に、社会福祉協議会、市内社会福祉施設への伝達を行います。

医療救護体制の万全を図るため、医師会、歯科医師会へも警戒宣言が発せられた旨を伝達し、窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達します。

(2) 発災直後の対応

災害発災直後、市では災害対策本部設置から数時間で避難行動要支援者の支援体制を立ち上げる予定ですが、発災直後については近隣の住民の方々相互の援助活動が重要となります。

避難行動要支援者は、移動に支障を生じ自宅に取り残されたり、慌てて怪我をすることも考えられますが、発災直後には関係団体からの支援が行き届かないことも想定されるため、日ごろから近隣住民と連携して安否を確認し合うことが必要です。

避難行動要支援者の安否確認は、関係支援団体等の連絡体制が確立次第、行ないます。

災害発災直後は必要な情報が不足し、不安になり混乱を招く可能性があるため、テレビやラジオ等で的確な情報を収集することが必要となりますが、これらの情報を聴取することの出来ない避難行動要支援者の方々も多くおられるため「行動マニュアル」を参考にして慌てず行動すること、救助までの待機について普段から理解いただくことも重要です。

避難する必要があっても自宅から動けない避難行動要支援者も予想されるため、避難行動要支援者登録名簿と地図情報をもとに名簿の提供を受けた関係支援団体等が安否確認に向かいます。

福祉部、消防署、民生・児童委員協議会、自主防災組織、自治会等、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警視庁多摩中央警察署が主な支援団体ですが、当該支援者は、まず自分の身の安全の確保を行い、家族の安否確認を行った後に、自身の飲料水と食料を3日分確保した上で支援を開始します。

ただし、災害発災後、消防署員は市全体の被災状況に応じた消火・救助活動に、福祉部職員は指定された救護所・避難所での救助活動に、社会福祉協議会職員は災害ボランティアセンターの設置に従事します。

そのため、安否確認は、主に民生・児童委員協議会、自主防災組織、自治会等が行うこととなりますので、災害対策本部により発せられる被災状況に充分注意しながら、福祉部、消防署の指示により、身の安全を念頭において活動いただくこととなります。

第三章 災害発生後の対策

災害対策本部設置後、福祉部職員は身の安全を確保し、早急に参集します。

福祉部職員は「連絡協議」「救護情報」「救護調査」「避難所」「救護所」「要援護」「義援金」「物資」「防疫」「ボランティア」の各役割に分かれて活動することになっています。

特に、避難行動要支援者の安否確認・救助・避難誘導を行う「要援護」担当職員は、避難所開設後は各避難所に配置します。

(1) 避難行動要支援者の安否確認

災害が発生した際、「要援護」担当は登録名簿をもとに、地域の支援者（関係支援団体や近隣住民等）と協力して、安否確認及び各種情報（被災状況・避難準備・避難等）の把握を行います。

「要援護」担当は、被災状況・避難行動要支援者の救護状況等の情報を収集後「救護情報」担当又は「救護調査」担当に状況報告をします。

また、「連絡協議」担当に情報を提供し、協定を締結した社会福祉施設等の二次避難所の現状の受け入れ体制を確認の上、避難行動要支援者の移送の有無を確認し、既に受け入れた避難者と登録名簿との照合を行い、避難行動要支援者に対し確認漏れの無いように配慮します。

地域の支援者が安否確認する際には、以下の事項を確認します。

○医療機関への搬送の必要性

医療措置が必要と判断した際には、避難行動要支援者の状態等を「要援護」担当へ連絡し、搬送可能な医療機関の手配を依頼します。なお「要援護」担当と連絡を取ることが出来ず、その場に留まることが危険であると判断した場合は「救護情報」担当、「救護調査」担当に連絡し、「救護」担当の指示のもと一次避難所へ避難させます。

○避難をする必要性

自宅にいたことが危険と判断した場合は避難を促し、必要に応じて支援者が一次避難所へ避難誘導を行います。

○介助者の派遣の必要性

介助者の派遣が必要と判断した場合には「要援護」担当へ連絡し、派遣の要請をします。

「要援護」担当は、要請を受けた避難行動要支援者の身体状況、障害の種類別（視覚・聴覚・音声・言語・肢体等）及び同居者や緊急連絡先を確認し、被災状況に応じて「救護」担当から派遣する人数の調整をします。

○車両の必要性

災害発生後は、車両搬送が機能しないことが想定されますが、車両による搬送が必要になった場合は「連絡協議」担当より災害対策本部に確認し、

各部に要請して配車や経路の確保を行います。

(2) 避難所への誘導

地域の支援者（関係支援団体や近隣住民等）が避難行動要支援者の安否確認の際に避難が必要と判断したときは、避難行動要支援者本人及びその家族に避難の必要性を説明し、一時避難所へ避難誘導します。

避難行動要支援者が単身者又は避難にあたり同行出来る家族がいない場合は、地域の支援者が一時避難所への避難誘導を行います。

避難を行う際には「要援護」担当へ報告し、次の避難先の指示を受けるとともに、応援や搬送車両等が必要な場合は随時要請をします。

「要援護」担当と連絡をとることが出来ない場合、又は災害対策本部が各避難先の状況をまだ把握できていない場合は、現地の支援者が周囲の状況から最短で移動できる一時避難先を探し誘導します。

(3) 救出

避難行動要支援者の救出については、近隣住民からの情報と登録名簿と地図情報を活用して、現状を出来る限り正確に把握して行うことが必要です。

災害直後の救出は一分一秒を争うため、地域の支援者の方々と近隣住民の方々の力が重要な役割を果たすこととなりますが、明らかに救出困難な状況も想定されますので、その際の現場の状況については「要援護」担当や「救護情報」担当、「救護調査」担当に詳細報告をして応援を要請し、支援者の二次災害を防止することも必要です。

(4) 避難所等での対応

福祉部では、開設された各避難所に各担当職員を分散させて配置します。

各避難所の「要援護」担当は、避難者全員（避難行動要支援者に係わらず避難してきた全員）が、記入した避難者名簿から登録名簿との照合を行い、下記の事項を確認します。

- ①介助者が必要か（常に付き添いの介助が必要か）
- ②医療措置が必要か（医療機関への移送が必要か）
- ③一般避難者と居住するスペースを分ける必要があるか
- ④二次避難所への移送が必要か（一般の避難所生活が困難か）
- ⑤必要な物資等（介助器具、医薬品、生活物資等）

確認した避難行動要支援者に関する情報は、各避難所の「救護情報」担当へ引き渡し、一般の避難者名簿とともに災害対策本部へ報告します（災害対策本部へ報告された避難行動要支援者情報は、各避難所の「要援護」担当に伝達されます）。

情報伝達のための通信機器が使用できない場合は、災害対策本部の伝令者により報告します。

(5) 避難行動要支援者情報の管理

「要援護」担当は、避難所などからの避難行動要支援者避難状況報告と登録名簿を照合し、各避難行動要支援者の所在や実施した措置を管理します。

また、所在が不明な避難行動要支援者については、地域の支援者からの情報収集により搜索の要否を判断し、再び可能な限りの搜索を地域の支援者やボランティアに依頼していきます。

(6) 避難行動要支援者に係る要請の取りまとめ及び対応

「要援護」担当は、現地や避難所からの要請により避難行動要支援者に係る要員（人員、物資、医療、搬送手段等）を取りまとめ、迅速に手配します。

(7) 登録された方以外の避難行動要支援者の方々への対応

「要援護」担当は、登録名簿対象者だけでなく、避難所において発覚した避難行動要支援者の対応も行います。

前出の（4）避難所等での対応の中で、避難者名簿から避難行動要支援者として対応する必要があると判断した場合は「救護」担当による健康状態等の確認を行ったうえで、必要となる支援の内容を検討します。

具体的には避難行動要支援者として登録した方々と同様に下記の事項を確認します。

- ①介助者が必要か（常に付き添いの介助が必要か）
- ②医療措置が必要か（医療機関への移送が必要か）
- ③一般避難者と居住するスペースを分ける必要があるか
- ④二次避難所への移送が必要か（一般の避難所生活が困難か）
- ⑤必要な物資等（介助器具、医薬品、生活物資等）

(8) 二次避難所への移送

各避難所の「要援護」担当は、一般の避難者との生活が困難又は専門の介助が必要な避難行動要支援者について、その状況等を「連絡協議」担当へ報告し、社会福祉施設など二次避難所の受け入れ状況を確認の上、対象となる避難行動要支援者の移送手段の検討に入り、受け入れを要請します。

(9) 避難行動要支援者に関する福祉部の各担当への指示

「災害対策本部との連絡調整」は、福祉部長が行います。

「要援護」、「義援金」の調整は、生活福祉課長が行います。避難行動要支援者名簿登録者の照合、状況把握と安全確保までの調整を行います。

「連絡協議」の指示と「物資」、二次避難所の調整は高齢福祉課長が行います。

「ボランティア」の調整は児童青少年課長が行います。

「救護情報」、「救護調査」の調整は、障害福祉課長が行います。

「避難所」の調整は、子育て支援課長が行います。

「救護所」、「防疫」と医師会などとの調整は、健康課長が行います。

第四章 今後の対応

(1) 関係支援団体への協力依頼

民生・児童委員協議会、自主防災組織、自治会等と災害時に避難行動要支援者への協力が得られるように引き続き依頼していきます。

ひとりも見逃さない支援を目指します。

(2) 市内福祉施設との協定締結と協力依頼

市内の社会福祉施設等と二次避難所としての協定を締結し、介助者の人員提供を受けることができるように依頼を続けます。

また、施設内入所者の方々と通所されている方の安否確認終了後、在宅で被災された避難行動要支援者の方の受け入れを依頼し、一時的入所についても配慮をお願いしていきます。

また、地域包括支援センターの職員に日常から災害時の心構えについて啓発していただき、災害発生時の避難行動要支援者安否確認に協力いただけるよう引き続き依頼します。

(3) ボランティアの活用

災害発生時に設置される「災害ボランティアセンター」に避難行動要支援者登録者の安否確認、避難誘導、物資の運搬についても協力を依頼します。

また、平常時にも市民ボランティアが所在や安否を確認できる体制づくりを目指します。

(4) メンタルケア体制の整備

被災後は、生活環境が著しく変化するため、メンタルケア体制をあらかじめ整備する必要があります。

特に、避難行動要支援者は、急激な環境変化に対応することが困難なため、医師会、歯科医師会等に協力を依頼し、災害発生後の早期に医療派遣チームを発足させ、メンタルケアを専門に行う巡回体制やボランティアによる支援体制の整備に努めます。

(5) その他の対応

避難行動要支援者の安全を確保し、身を守っていくためには、事前の十分な準備とともに、周りのすべての人たちが、避難行動要支援者のことを十分理解し、それぞれの身体的・精神的特徴（障害の程度や内容など）に応じた配慮や支援をすることが大切です。

そのためにも、この支援計画をもとに様々な方面から支援対策を協議、検討していくことが今後の課題です。

第五章 避難行動要支援者の特徴

避難行動要支援者の特徴

東京都福祉局発行「災害時要援護者への災害対策推進のための指針」より

区分	避難行動等の特徴	配慮したい主な事項
ひとり暮らしの高齢者	体力が衰え行動機能が低下しているが、自力で行動できる。	情報を伝達し、救助・避難・誘導してくれる人を確保しておく。杖の準備が必要な場合がある。
寝たきり等の高齢者	自力で行動することが出来ない。 危険情報を発信することが困難である。	ストレッチャー等の移動用具と援助者を確保しておく。 医療機関との連絡体制を確立しておく。
認知症高齢者	自分で危険を判断し、行動することが難しい。 危険情報を発信することが困難である。	避難・誘導してくれる人を確保しておく。 医療機関との連絡体制を確立しておく。
肢体不自由者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。	車椅子、ストレッチャー等の移動用具と援助者を確保しておく。
知的障害者	異変・危険の認識が不十分な場合や発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合がある。	安全な場所に誘導し、精神的に不安定にならないように対応できる人を確保しておく。
視覚障害者	視覚による異変・危険の察知が不可能な場合又は瞬時に察知することが困難な場合が多く、単独では、素早い避難行動が取れない。	音声により周辺の状況を説明する。 安全な場所へ誘導してくれる人を確保しておく。
内部障害者 難病患者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 常時使用する医療機器(機器によっては電気、酸素ボンベ等が必要)や薬、ケア用品を携帯する必要がある。	車椅子、ストレッチャー等の移動用具と援助者を確保しておく。 外見ではわからない障害であることを周知する。 医療機関との連絡体制を確立しておく。 薬やケア用品を確保しておく。

区分	避難行動等の特徴	配慮したい主な事項
聴覚障害者 言語障害者	音声による避難・誘導の指示が認識できない。 視界外の異変・危険の察知が困難である。 自分の身体状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	文字・光・色等の視覚による認識手段を提供する。 筆談が可能となるよう、常時筆記用具を携帯する。
精神障害者	発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し行動することが出来る。 普段から服用している薬を携帯する必要がある。	極力服用の中断を期さない様にし、本人及び援助者は薬の名前を知っていることが必要である。 医療機関との連絡体制を確立しておく。
乳幼児・児童	危険を判断し、行動する能力はない。 4～5歳を過ぎれば自己対応能力が備わってくる。	保護者側の災害対応力を高めておく必要がある。 自分で自分の身を守る方法を習得させる。
妊産婦	行動機能が低下しているが、自力で判断し行動することが出来る。	避難・誘導してくれる人を確保しておく。

避難行動要支援者に想定される状況

前出の特徴からさらに区分ごとに災害時に想定される状況をあげています。

地域の方々が、避難行動要支援者が災害時に陥りやすい状況を事前に理解することで、日常の近所付き合いの視点も変わってきます。

1. 高齢者

(1) 一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯

- 家の中で閉じこもり、地域とのつながりが希薄になって孤立しがちな生活を送っている方も多いと推測されます。
- 基本的には状況に応じた判断をし、行動することができますが、年齢が高くなるほど体力が衰え、行動機能が低下して、緊急事態の察知が遅れる場合があります。
- 避難生活に不安を覚え、避難することに消極的になる場合があります。

(2) 寝たきり高齢者

- 老衰、心身の障害、傷病等の理由により、常時床についており、食事・排泄・入浴・衣服の着脱など日常生活動作に介助が必要です。

●自力で避難することができず、避難の際には介助を必要とします。このため、介助者自身の行動も制約されます。

●避難生活においても、各種の保健・医療・福祉サービスを必要とします。

(3) 認知症高齢者

●一度獲得した知的機能が疾病等によって低下することで、自己や周囲の状況把握や判断が不正確になり、自立した生活が困難な状態となることがあります。

●記憶力が低下しても感情やプライドは高く保たれています。このため、不安感が高ぶりやすく、幻覚の訴えや徘徊などの周辺症状の悪化が心配されます。

2. 身体障害者

(1) 視覚障害者

●全く見えない人と見えづらい人がいます。見えづらい人の中には、細部がよくわからない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭いなどの人がいます。

●視覚からの情報収集ができないことにより、災害の察知が遅れる場合があります。

●普段は問題なく生活していた場所でも、災害発生時は倒壊や破損により家や避難経路などの状況が一変して安全に行動することが難しくなってしまう、その場から動けなくなる場合があります。

(2) 聴覚・言語機能障害者

●外見からは聞こえないことが分かりにくいいため、話しかけても返事をしないなど誤解されることがあります。音や声による情報が得にくく、手話や文字、図や身振りなどの視覚により情報を入手しています。

●周囲の音から判断することが難しいので、緊急事態を理解することが困難になることがあります。さらに、電話、ラジオ、テレビ、防災無線情報からの情報を得ることが難しく、状況がつかめないまま家の中に閉じこもってしまう場合があります。

●言語機能障害者は、自分の状況を伝えることが難しいため、災害時に助けを求めることが困難になります。

●補聴器を被災時に失っていることが考えられます。

(3) 肢体不自由者

●上肢や下肢に機能障害のある人、座ったり立ったりする姿勢保持が困難な人、脳性マヒの人などがいます。

●下肢に障害のある人では、段差などがあると一人では進めない人がいます。歩行が不安定で転倒しやすい人もいます。

●身体を動かすことにハンディキャップがあるため、自分の身体を守ることや、自力で避難することが困難な場合があります。

●車いす、杖などの補装具や日常生活用具を使用している場合が多く、被災時に破損していることが考えられます。

(4) 内部障害者

●心臓機能障害では、ペースメーカー等を使用している人もいます。呼吸器機能障

害では、酸素ボンベを携帯したり、人工呼吸器を使用している人もいます。腎臓機能障害では、定期的な人工透析に通院している人もいます。ぼうこう・直腸機能障害では、腹壁に新たな排泄口（ストマ）を造設してストマ用装具（蓄尿・蓄便袋）を装着している人（オストメイト）もいます。

小腸機能障害では、定期的に栄養輸液等の補給を受けている人もいます。

●自力歩行や避難行動が困難な場合があるにもかかわらず、外見からは障害があることが分かりにくいいため、支援を受けにくくなる可能性があります。

3. 知的障害者

●複雑な話や抽象的な概念は理解しにくく、人に尋ねたり自分の意見を言うことが苦手な人もいます。一つの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す人もいます。

●避難生活において、家族や保護者が同伴していないと日常生活できにくい場合があります。

●急激な環境変化に順応しにくく、避難生活において情緒不安やパニックを引き起こすことが考えられます。

4. 精神障害者

●ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手な人が多くいます。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできます。

●災害発生時には、精神的動揺が激しくなり、避難場所での集団生活に適應できない場合があります。

●医療サービスや向精神薬を必要とする人もいます。

5. 難病患者

●自力歩行や避難行動が困難な場合があるにもかかわらず、外見からは病気があることが分かりにくいいため、支援を受けにくくなる可能性があります。

●行動に制約があるため、避難行動に時間がかかり、遠くの避難場所には行けない場合があります。

●医薬品を携帯したり、人工呼吸器の使用など、避難生活において医療サービスを必要とする人もいます。

6. 乳幼児

●自ら判断して行動する能力がなく、常時、保護者の支援が必要です。

●判断能力・適應能力が備わっていないため、災害に対する対応ができません。

7. 妊産婦

●避難生活において生活や行動が制限され、食欲が低下し、栄養不良状態になりやすく、栄養のバランスや摂取しやすい食事が必要となります。

第六章 想定救出タイムスケジュール

避難行動要支援者関連の「想定される救出タイムスケジュール」

災害発生から72時間以内の救出がタイムリミットとされています。

タイムスケジュールについては今後、関係機関と十分に検討し、総合防災訓練等を参考に、より効率性の高いものを組んでいきます。

項目	全体に関すること 【災害対策本部】	地域及び一次避難所	二次避難所
災害発生の可能性が高まった段階	避難行動要支援者へ「避難準備情報」の発令 ↓ 避難準備・避難勧告・避難指示		
初期活動期の対応(発生から発生後6時間程度)	避難誘導 一次避難所の開設 情報収集 避難誘導	地域での安否確認 地域での救出 地域での避難誘導情報の提供・交換 「要援護」班による安否確認・情報収集	施設内安全確認 情報収集・提供
初期活動期の対応(6時間～72時間程度)	二次避難所の開設 避難経路の確保 避難誘導 生活物資の提供 災害ボランティアの受け入れと配置	避難所・救護所開設 医療スタッフ等の配置 「要援護」班の安否確認の続行 情報の提供・交換 相談窓口の設置 放置すると生命に関わる疾病を有する避難行動要支援者への対応 二次避難所への搬送物資等の提供	避難所・救護所開設 介護者等スタッフ配置 情報の提供 物資等の提供 避難行動要支援者の受け入れ
72時間後～	仮設住宅準備 仮設住宅入居支援 生活物資等の供給 義援金の分配	避難行動要支援者登録者全員の安否確認と避難状況について把握	災害後の一時的な入所者を各施設が連携して適切な介護施設に移動

平成 29 年 4 月

避難行動要支援者支援計画

発行： 稲城市福祉部生活福祉課
稲城市東長沼 2 1 1 1
042-378-2111 内線 212・213